

IV. 公共交通機関

基準の適用対象

鉄道・軌道の駅、バスターミナル、バス停留所、タクシー乗り場、鉄道・軌道・バスの車両を基準の適用対象とします。

※既存駅や地下駅などにおいて構造的な制約が多く、空間が十分確保できない場合等、本技術的基準に沿った整備が困難な場合も想定されますが、その際も本技術的指針の考え方を十分認識したうえで、バリアフリー化のための配慮を行うことが望まれます。

※サインシステム、音声案内、視覚障害者誘導用ブロック、点字表示の詳細は、「V. 情報・案内」を参照してください。

出典凡例

【交通省令】	移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令（公共交通移動等円滑化基準）
【市道路条例】	移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（名古屋市）
【バス告示】	移動等円滑化のために必要なバス車両の構造及び設備に関する細目を定める告示
【旅客ガ（表題）標】	公共交通機関の移動等円滑化整備ガイドライン（旅客施設編）の「標準的な整備内容」
【旅客ガ（表題）望】	公共交通機関の移動等円滑化整備ガイドライン（旅客施設編）の「望ましい整備内容」
【車両ガ（表題）標】	公共交通機関の移動等円滑化整備ガイドライン（車両等編）の「標準的な整備内容」
【車両ガ（表題）望】	公共交通機関の移動等円滑化整備ガイドライン（車両等編）の「望ましい整備内容」
【役務ガ（表題）標】	公共交通機関の移動等円滑化整備ガイドライン（役務編）の「標準的な整備内容」
【役務ガ（表題）望】	公共交通機関の移動等円滑化整備ガイドライン（役務編）の「望ましい整備内容」
【道路ガ（表題）】	道路の移動等円滑化整備ガイドライン

本指針においては、同じ〇の基準の中でも「～することが望ましい」という表現を用いていない内容は「標準的な整備内容」であり、「望ましい整備内容」より優先して整備するものである。

A-1 移動等円滑化経路

整備の基本的な考え方

高齢者や障害者などが、可能な限り単独で、旅客施設の外部から旅客施設内へアプローチし、車両等へスムーズに乗降できるよう、すべての行程において連続性のある移動動線の確保に努める。

① 移動等円滑化経路（経路確保の考え方）

- ◎公共用通路との出入口と車両等の乗降口を結ぶ乗降動線（同一事業者の異なる路線相互の乗り換え経路を含む。）において旅客の移動が最も一般的な経路（主動線）について、エレベーター、スロープ等により高低差を解消するなど、円滑な通行ができるようバリアフリー化する。
- ※公共用通路とは、旅客施設の営業時間内において常時一般交通の用に供される道路、駅前広場、通路等であって、旅客施設の外部にあるものをいう。
- 公共用通路との出入口を移動等円滑化した場合には、公共用通路側の施設設置管理者と協議の上、誘導サインの表示内容の共通化及び連続化を図るなど利用者が混乱しないように改札から公共用通路出入口までの移動等円滑化された経路の案内を行う。他の事業者や公共交通機関への乗り換えルートについても同様とする。
- ◎線路、水路等を挟んだ各側に公共用通路に直接通ずる出入口がある鉄道駅には、当該各側の出入口に通ずる移動等円滑化された経路をそれぞれ1以上設ける。ただし、鉄道駅の規模、出入口の設置状況その他の状況及び当該鉄道駅の利用の状況を勘案して、高齢者、障害者等の利便を著しく阻害しないと認められる場合は、この限りではない。
- 他の事業者の旅客施設（他の交通モードのものを含む。）との乗継ぎ経路についても、必要な調整を行うこと等により移動等円滑化することが望ましい。
- 他の経路に関しても可能な限りバリアフリー化することが望ましい。

【旅客ガ（移動円滑化された経路）標】

【旅客ガ（移動等円滑化された経路）標】

【交通省令第18条の2】

【旅客ガ（移動等円滑化された経路）望】

【旅客ガ（移動等円滑化された経路）望】

② 移動等円滑化経路（垂直移動設備の優先順位）

- ◎移動等円滑化経路において床面に高低差がある場合は、スロープ又はエレベーターを設けることを原則とする。
- ◎旅客施設に隣接しており、かつ、旅客施設と一体的に利用される他の施設のスロープ又はエレベーターを利用することにより高齢者や障害者などが旅客施設の営業時間内において常時公共用通路と車両等の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合は、当該施設のスロープ又はエレベーターを活用することができる。なお、この隣接施設を活用した経路が、旅客施設の唯一の移動等円滑

【交通省令第4条第2項】

【交通省令第4条第3項の強化】

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

化経路である場合には、当該経路が、本指針に記載された内容を満たしているものに限る。また、隣接する施設のエレベーター等を活用する場合には当該エレベーターを活用して段差解消を図る旨を十分に案内することとする。

③ 明るさの確保

○移動等円滑化経路は、高齢者や弱視者の移動等円滑化に配慮し、十分な明るさを確保するよう、採光や照明に配慮する。なお、節電時においても通行の安全性が確保できるよう配慮する。

【旅客が(移動等円滑化された経路)標】

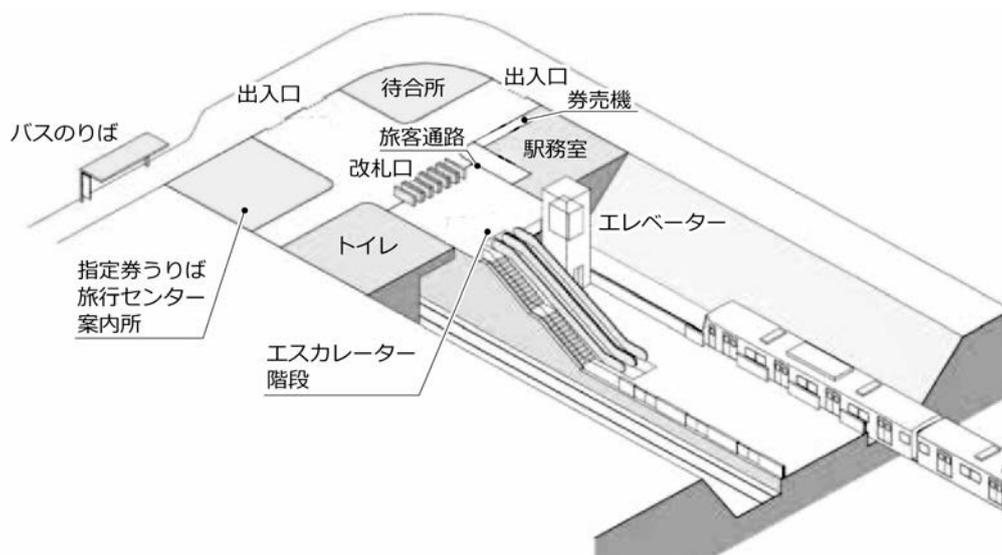
④ 工事期間中の経路確保の考え方

○工事等の実施により移動等円滑化経路が遮断される場合には、次の点に配慮する。

【旅客が(移動等円滑化された経路)標】

- ・工事の実施前から実施完了まで、工事を実施する旨や迂回経路等について案内掲示を行う。
- ・誘導サイン・位置サインは工事期間中の経路・設備を示す。
- ・移動等円滑化経路が分断される場合は、移動のやり直しが行われないような位置においてエレベーター等の経路への迂回路を掲示する。ただし、工事範囲などにより困難な場合は、代替的な段差解消措置を講ずるよう配慮する。
- ・夜間の利用に配慮し、屋外の移動等円滑化された迂回路等においても十分な明るさを確保するよう照明に配慮する。
- ・工事範囲の工事仮設物等により視覚障害者誘導用ブロックが分断される場合には、安全な経路に適切に誘導するため、連続性が保たれるように視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。
- ・工事仮設物等を設ける際には、視覚障害者が白杖で感知できないような隙間を設けないよう配慮する。
- ・既設の視覚障害者誘導用ブロックを一時的に利用しない場合は、突起が分からないように配慮する。
- ・工事期間中は旅客の安全な移動に配慮する。

図 IV-1 バリアフリー化された旅客施設のイメージ



【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

A-2 公共用通路との出入口

整備の基本的な考え方

- (1) 高齢者や障害者などがアプローチしやすく、わかりやすい配置とする。
- (2) 特に車いす使用者等が遠回りにならない動線上の出入口をバリアフリー化する。

① 出入口の有効幅員

◎車いす使用者の動作に対する余裕を見込んだ 90cm 以上の有効幅員を確保する。	【交通省令第 4 条第 4 項第 1 号】
○車いす使用者同士のすれ違いを考慮し、180cm 以上の有効幅員を確保することが望ましい。	【旅客ガ(公共用通路との出入口)望】

② 段差

→図 IV-2

◎段差を設けない。特に、公共用通路と旅客施設の境界部分については管理区域及び施工区分が異なることによる段差が生じないように配慮する。	【交通省令第 4 条第 4 項第 3 号】
○水処理などの関係から多少の段差が生じる場合についても、車いす使用者等の通行の支障にならないようスロープを設ける等により段差が生じないようにすることが望ましい。	【旅客ガ(公共用通路との出入口)望】

③ 扉(有効幅員)

◎扉を設ける場合は、車いす使用者の動作の余裕を見込んだ 90cm 以上の有効幅員を確保する。	【交通省令第 4 条第 4 項第 2 号】
--	-----------------------

扉(開閉構造)

◎高齢者や障害者などが容易に開閉して通過できる構造のもの(自動式の引き戸等)とし、1 以上の扉は自動式の引き戸とする。	【交通省令第 4 条第 4 項第 2 号】
◎自動開閉装置は、車いす使用者や視覚障害者の利用を考慮し、押しボタン式を避け、感知式とする等開閉操作の不要なものとする。その場合、戸の開閉速度を、高齢者や障害者などが使いやすいよう設定する。	【旅客ガ(公共用通路との出入口)標】
○ゆっくりと閉まることが望ましい。	
○手動式扉に握り手を設ける場合は、高齢者や障害者などに使いやすい形状とするとともに、周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差(輝度コントラスト)が大きいこと等により弱視者の操作性に配慮したものとすることが望ましい。	【旅客ガ(公共用通路との出入口)望】

扉(ガラス戸)

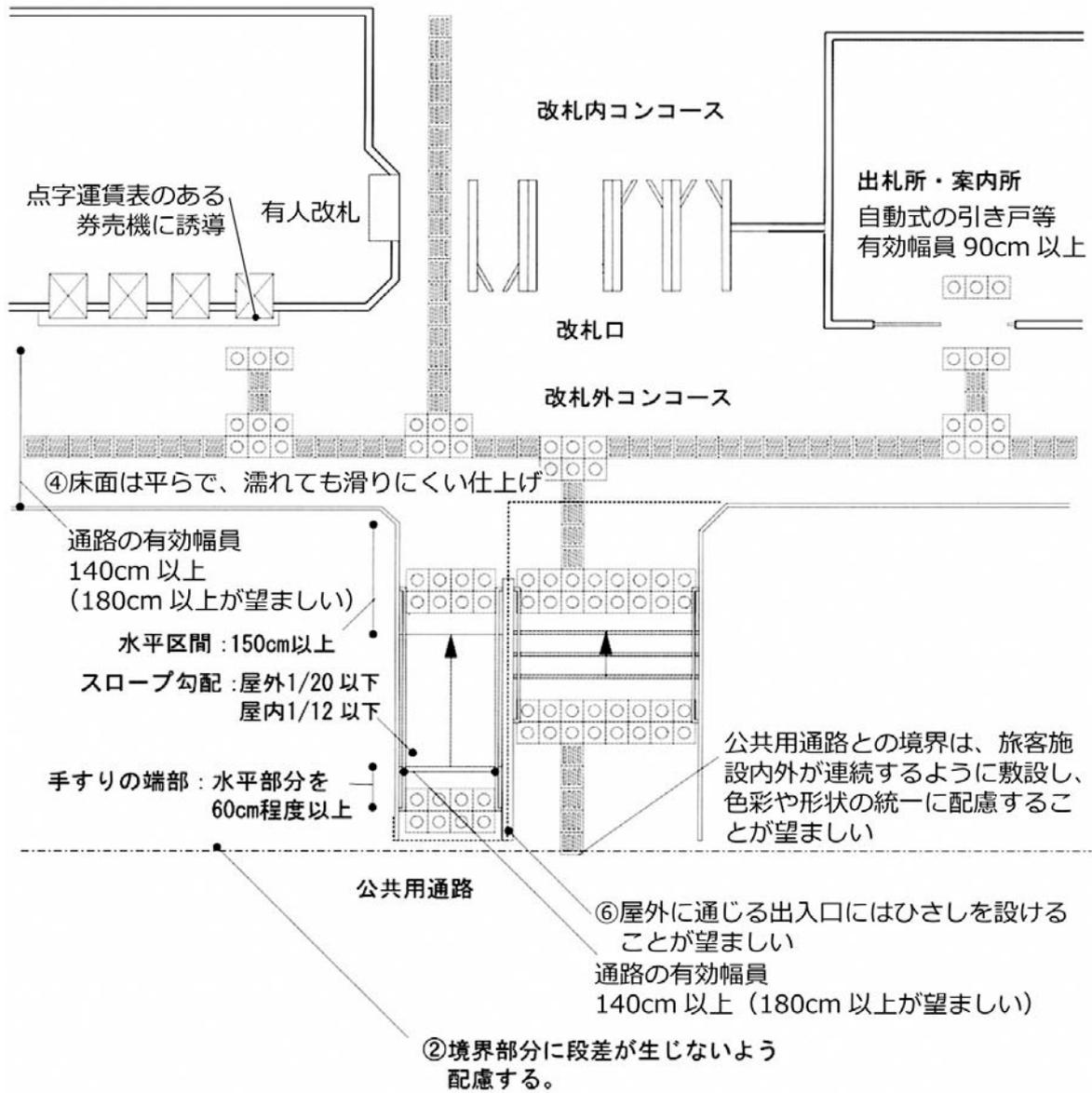
◎戸が透明な場合、衝突防止のために、横桟をいれるか、色(高齢者の黄変化した視界では見えにくい青色は避ける。)や模様などで識別できるようにする。	【旅客ガ(公共用通路との出入口)標】
---	--------------------

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

◎衝突のおそれのある場合には、安全な材料を使用する。	
扉（水平区間）	
◎扉の前後には、車いす1台が止まることができるよう120cm以上の長さの水平区間を設ける。	【旅客ガ(公共用通路との出入口)標】
◎なお、自動式扉でない場合は、車いすからの開閉動作のため車いすが回転できる150cm以上の長さの水平区間を設けることが望ましい。	【旅客ガ(公共用通路との出入口)望】
扉（枠・敷居）	
◎ドアの下枠や敷居により車いすの通行の支障となる段差を設けない。	【旅客ガ(公共用通路との出入口)標】
扉（戸の構造）	
◎戸の内部と外部で互いに確認できる構造とする。	【旅客ガ(公共用通路との出入口)標】
④ 床仕上げ	→図 IV-2
◎床面は平たんで、濡れても滑りにくい仕上げとする。	【交通省令第5条第1号】
⑤ 溝蓋	
◎水切り用の溝ふたを設ける場合は、車いすやベビーカー等の車輪、杖の先端や靴のかかと部分が落ち込まない細目の構造とするとともに、表面は滑りにくい仕上げとする。	【旅客ガ(公共用通路との出入口)標】
⑥ ひさし	
◎車いす使用者は傘をさすことが難しく、また、肢体不自由者、視覚障害者等も白杖等で片手をとられていて傘をさしづらい場合があるため、屋外に通じる旅客施設の出入口には大きめのひさしを設けることが望ましい。	→図 IV-2 【旅客ガ(公共用通路との出入口)望】
⑦ 出入口の音声案内	
◎地下鉄駅の1以上の地上出入口において音または音声による案内を行うことが望ましい。	【旅客ガ(視覚障害者誘導案内用設備)望】

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

図 IV-2 公共用通路との出入口イメージ



A-3 乗車券等販売所、待合室、案内所の出入口

整備の基本的な考え方

- (1) 高齢者や障害者などがアプローチしやすいものとする。
- (2) 特に車いす使用者などが遠回りにならないような動線上の出入口をバリアフリー化する。

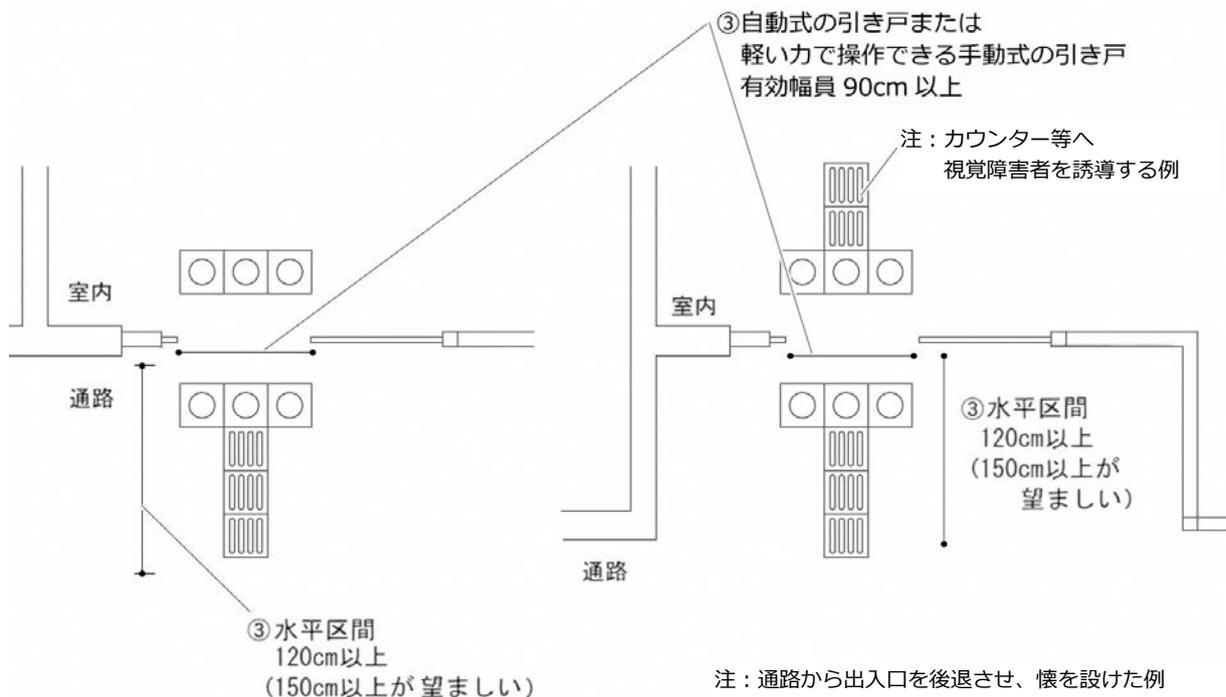
<p>① 出入口の有効幅員</p> <p>◎車いす使用者の動作に対する余裕を見込んだ 90cm 以上の有効幅員を確保する。</p>	<p>【旅客ガ(乗車券等販売所・待合所・案内所)望】</p>
<p>② 段差</p> <p>◎段差を設けない。</p> <p>○水処理などの関係から多少の段差が生じる場合についても、車いす使用者等の通行の支障にならないようスロープを設ける等により段差が生じないようにすることが望ましい。</p>	<p>【交通省令第 16 条第 1 項第 2 号】</p> <p>【旅客ガ(乗車券等販売所・待合所・案内所)望】</p>
<p>③ 扉(有効幅員)</p> <p>◎扉を設ける場合は、車いす使用者の動作の余裕を見込んだ 90cm 以上の有効幅員を確保する。</p>	<p>→図 IV-3</p> <p>【交通省令第 16 条第 1 項第 2 号の強化】</p>
<p>扉(開閉構造)</p> <p>◎自動式の引き戸または軽い力で操作のできる手動式の引き戸とする。手動式の場合は、自動的に戻らないタイプとし、握り手は棒状ハンドル式のものとする。</p> <p>○自動開閉装置は、車いす使用者や視覚障害者の開閉動作を円滑にするため、押しボタン式を避け、感知式とする等手による開閉操作の不要なものとするのが望ましい。その場合、戸の開閉速度を、高齢者や障害者などが使いやすいよう設定する。(ゆっくりと閉まることが望ましい。)</p> <p>○構造上やむを得ない場合以外は開き戸としないことが望ましい。また、手動式の引き戸の場合は、フリーストップ機能がついた半自動式にすると利便性が向上する。</p> <p>○手動式扉に握り手を設ける場合は、高齢者や障害者などに使いやすい形状とするとともに、周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差(輝度コントラスト)が大きいこと等により弱視者の操作性に配慮したものとすることが望ましい。</p>	<p>→図 IV-4・図 IV-5</p> <p>【交通省令第 16 条第 1 項第 2 号の強化】</p> <p>【旅客ガ(乗車券等販売所・待合所・案内所)標】</p> <p>【旅客ガ(乗車券等販売所・待合所・案内所)望】</p> <p>【旅客ガ(乗車券等販売所・待合所・案内所)望】</p>
<p>扉(ガラス戸)</p> <p>◎戸が透明な場合、衝突防止のための横線や模様などで識別できるようにする。</p>	<p>【旅客ガ(乗車券等販売所・待合所・案内所)標】</p>

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

IV. 公共交通機関

<p>扉（水平区間）</p>	<p>→図 IV-3・図 IV-5</p>
<p>◎扉の前後には、車いす1台が止まることができるよう120cm以上の長さの水平区間を設ける。</p> <p>○自動式扉でない場合は、車いすからの開閉動作のため車いすが回転できる150cm以上の長さの水平区間を設けることが望ましい。</p>	<p>【旅客ガ(乗車券等販売所・待合所・案内所)標】</p> <p>【旅客ガ(乗車券等販売所・待合所・案内所)望】</p>
<p>扉（枠・敷居）</p>	
<p>◎ドアの下枠や敷居により車いすなどの通行の支障となる段差を設けない。</p>	<p>【交通省令第16条第1項第2号】</p>
<p>扉（戸の構造）</p>	
<p>○戸の内部と外部が確認できる構造とする。</p>	<p>【旅客ガ(乗車券等販売所・待合所・案内所)標】</p>
<p>④ 床仕上げ</p>	
<p>◎床面は平たんで、濡れても滑りにくい仕上げとする。</p>	<p>【交通省令第5条第1号】</p>

図 IV-3 扉のある出入口のイメージ

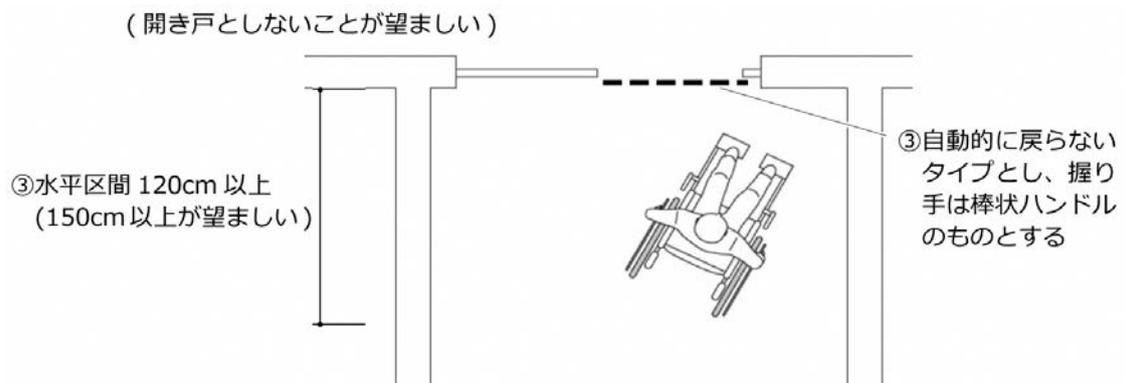


【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

図 IV-4 自動式の引き戸の留意点



図 IV-5 手動式引き戸の留意点



A-4 通路

整備の基本的な考え方

- (1) 高齢者や障害者などが旅客施設を円滑に移動できるよう連続性のある移動動線の確保に努める。
- (2) 動線は可能な限り明快で簡潔なものとし、複雑な曲り角や壁、柱、付帯設備などが突出しないよう配慮する。

① 表面	→図 IV- 6
◎床の表面は滑りにくい仕上げとする。	【交通省令第5条第1号】
② 有効幅員	→図 IV- 6
◎車いすで180度回転できるよう140cm以上の有効幅員を確保する。 ○車いす使用者同士のすれ違いを考慮し、180cm以上の有効幅員を確保することが望ましい。	【交通省令第4条第5項第1号】 【旅客ガ(通路)望】
③ 段差	
◎同一フロアでは段差をつけない。やむを得ず設ける場合はスロープを設ける。	【交通省令第4条第5項第3号・4号】
④ 空中突出物	→図 IV- 6
◎原則として床から200cm程度の高さまでの間の空間に天井、壁面からの空中突出物を設けない。やむを得ず空中突出物を設ける場合は、視覚障害者が白杖で感知できずに衝突してしまうことがないように、高さ110cm以上の柵の設置やそれに代わる進入防止措置を講ずる。この場合、床面からの立ち上がり部に隙間を設けず、白杖で容易に柵等を感知できるよう配慮する。	【旅客ガ(通路)標】
⑤ 手すり(全般)	
○歩行に制約のある利用者に配慮して、手すりを設けることが望ましい。また、手すりをたどる経路上に支障となるものを設けない。	【旅客ガ(通路)標】
○高齢者や杖使用者等の肢体不自由者、低身長者をはじめとした多様な利用者の円滑な利用に配慮した手すり(例えば2段手すり等)とする。	【旅客ガ(通路)標】
手すり(高さ)	→図 IV- 6
◎2段の手すりとする場合、床仕上げ面から手すり上端までの高さは上段85cm程度、下段65cm程度とする。	【旅客ガ(通路)標】
◎1段の手すりとする場合、床仕上げ面から手すり上端までの高さは80cm~85cmとする。	【旅客ガ(通路)標】

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

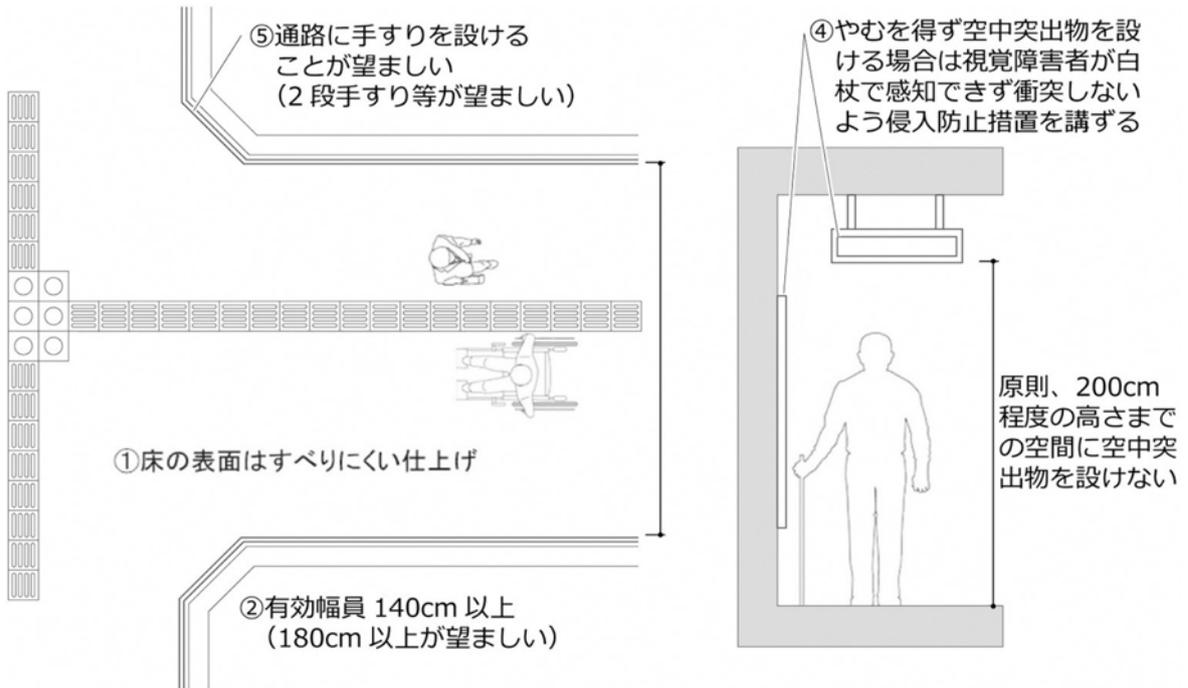
手すり（形状）	→図 IV- 6
◎丸状で外径 4cm 程度とする。	【旅客ガ(通路)標】
手すり（材質）	
○冬期の冷たさに配慮した材質とすることが望ましい。	【旅客ガ(通路)望】
手すり（位置）	→図 IV- 6
◎手すりを壁面に取り付ける場合は、壁と手すりのあきを 5cm 程度とする。	【旅客ガ(通路)標】
手すり（端部）	→図 IV- 6
◎手すりの端部は、下方または壁面方向に曲げ、そで等がひっかからないようにする。	【旅客ガ(通路)標】
○壁がある場合は、手すりを掴む手が下に落ちる感覚の無い壁方向への曲げが望ましい。	
手すり（点字）	→図 IV- 6
◎視覚障害者の誘導をする通路の手すりには、行き先を点字で表示する。点字による表示方法は JIS T 0921 にあわせたものとする。	【旅客ガ(通路)標】
◎点字にはその内容を文字で併記する。	【旅客ガ(通路)望】
◎2 段手すりの場合は上段の手すりに設ける。	【旅客ガ(通路)標】
◎点字は、はがれにくいものとする。	【旅客ガ(通路)標】
⑥ 通路の明るさ	
◎コンコースや通路は高齢者や弱視者の移動を円滑にするため、十分な明るさを確保するよう採光や照明に配慮する。	【交通省令第 4 条第 5 項第 5 号、旅客ガ(通路)】
⑦ 曲がり角	
○柱、曲がり角部分の出角は、「すみ切り」、「曲面取り」またはコーナー保護材などにより、危険防止に配慮することが望ましい。	
⑧ 扉（有効幅員）	
◎有効幅員 90cm 以上とする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、有効幅員 80cm 以上とする。	【交通省令第 4 条第 5 項第 2 号イ】
扉（開閉構造）	
◎高齢者や障害者などが容易に開閉して通過できる構造のもの（自動式の引き戸等）とする。	【交通省令第 4 条第 5 項第 2 号ロ】
○自動開閉装置を設ける場合は、車いす使用者や視覚障害者の利用を考慮し、押しボタン式を避け、感知式とする等開閉操作の不要なものとする。また、戸の開閉速度を、高齢者や障害者などが使いやすいよう設定する。（ゆっくりと閉まることが望ましい。）	【旅客ガ(通路)標】

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

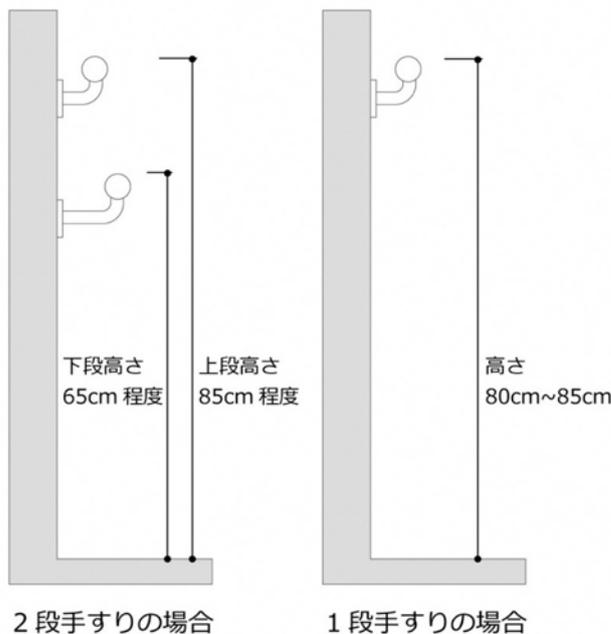
○手動式扉に握り手を設ける場合は、高齢者や障害者などに使いやすい形状とするとともに、周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差（輝度コントラスト）が大きいこと等により弱視者の操作性に配慮したものとすることが望ましい。

【旅客ガ(通路)望】

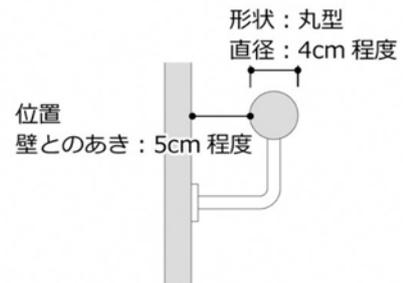
図 IV-6 通路のイメージ



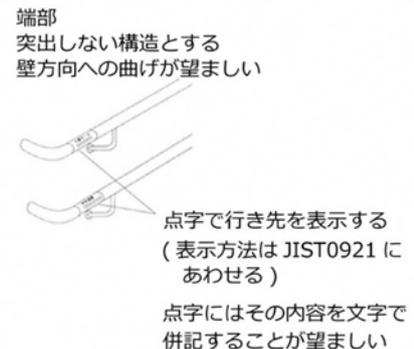
⑤手すりの高さ



⑤手すり位置と形状の例



⑤手すり端部の例



【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

A-5 スロープ

整備の基本的な考え方

- (1) 通行動線上に段差がある場合には、スロープを設けるなど段差の解消に配慮する。
- (2) 車いす使用者以外の利用者也通過しやすい動線上の位置に配置する。
- (3) 幅や勾配は可能な限り余裕のあるものとする。

<p>① 有効幅員</p> <p>◎有効幅員を 140cm 以上とする(ただし、通路の幅員等の関係でやむを得ない場合は 120cm 以上とする)。</p> <p>○車いす使用者同士のすれ違いを考慮し、180cm 以上の有効幅員を確保することが望ましい。</p>	<p>→図 IV-7</p> <p>【交通省令第 4 条第 6 項第 1 号の強化】</p> <p>【旅客ガ(傾斜路)望】</p>
<p>② 勾配</p> <p>◎屋内では 1/12 以下とし、屋外では 1/20 以下とする。</p> <p>○屋内においても 1/20 以下とすることが望ましい。</p>	<p>→図 IV-7</p> <p>【交通省令第 4 条第 6 項第 2 号、旅客ガ(傾斜路)標】</p> <p>【旅客ガ(傾斜路)望】</p>
<p>③ 踊り場</p> <p>◎車いす使用者が途中で休憩できることに配慮し、屋内では高低差が 75cm 以内ごとに、屋外では高低差が 60cm 以内ごとに、踏幅 150cm 以上の踊り場を設ける。</p>	<p>→図 IV-7</p> <p>【交通省令第 4 条第 6 項第 3 号、旅客ガ(傾斜路)望】</p>
<p>④ 端部</p> <p>◎スロープの端部は床に対して滑らかに接する構造とする。</p>	<p>【旅客ガ(傾斜路)標】</p>
<p>⑤ 水平区間</p> <p>◎他の通路と出会う部分に、通路を移動する人と車いす使用者が衝突しないよう長さ 150cm 以上の水平区間を設ける。</p> <p>○車いす使用者のより円滑な利用を想定すると 180cm 以上とすることが望ましい。</p>	<p>→図 IV-7</p> <p>【旅客ガ(傾斜路)標】</p> <p>【旅客ガ(傾斜路)望】</p>
<p>⑥ 勾配区間の識別</p> <p>◎スロープの勾配部分は、その接続する通路との色の明度、色相又は彩度の差(輝度コントラスト)が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。</p>	<p>【交通省令第 6 条第 3 号】</p>
<p>⑦ 側壁</p> <p>◎スロープの両側は壁面又は立ち上がりを設ける。</p>	<p>→図 IV-7</p> <p>【交通省令第 6 条第 4 号】</p>

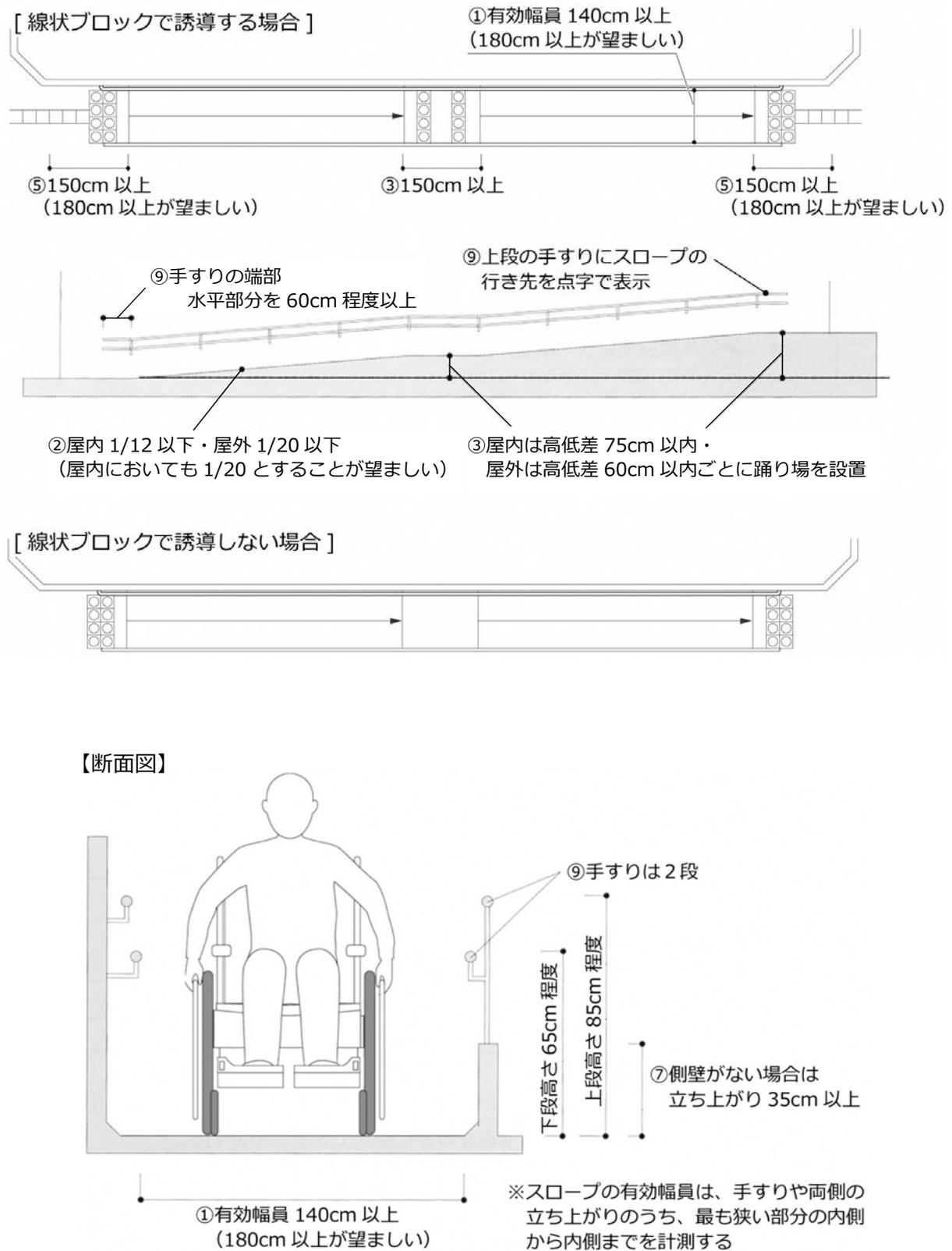
【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

IV. 公共交通機関

◎車いすの乗り越え防止のため、側壁がない場合は 35cm 以上の立ち上がりを連続して設ける。	【旅客ガ(傾斜路)標】
⑧ 床仕上げ	
◎床の表面は滑りにくい仕上げとする。	【交通省令第 6 条第 2 号】
⑨ 手すり (全般)	→図 IV- 7
◎両側に手すりを設ける。	【交通省令第 6 条第 1 号】
◎高齢者や杖使用者等の肢体不自由者、低身長者をはじめとした多様な利用者の円滑な利用に配慮して手すりは 2 段とする。	【旅客ガ(傾斜路)標】
手すり (高さ)	→図 IV- 7
◎床仕上げ面から手すり上端までの高さは、上段 85cm 程度、下段 65cm 程度とする。	【旅客ガ(傾斜路)標】
手すり (形状)	
◎丸状で外径 4cm 程度とする。	【旅客ガ(傾斜路)標】
手すり (材質)	
○冬期の冷たさに配慮した材質とすることが望ましい。	【旅客ガ(傾斜路)望】
手すり (位置)	
◎壁面に設ける場合は、壁と手すりとのあきを 5cm 程度とする。	【旅客ガ(傾斜路)標】
手すり (端部)	→図 IV- 7
◎手すりの端部は、下方または壁面方向に曲げ、そで等がひっかからないようにする。	【旅客ガ(傾斜路)標】
○壁がある場合は、手すりを掴む手が下に落ちる感覚の無い壁方向への曲げが望ましい。	
◎始末端部においては、手すりの水平部分を 60cm 程度以上とする。	【旅客ガ(傾斜路)標】
手すり (点字)	→図 IV- 7
◎視覚障害者の誘導をするスロープの上段の手すりにスロープの行き先を点字で表示する。点字による表示方法は JIS T 0921 にあわせたものとする。	【旅客ガ(傾斜路)標】
◎点字にはその内容を文字で併記する。	【旅客ガ(傾斜路)標】
◎点字は、はがれにくいものとする。	【旅客ガ(傾斜路)標】
⑩ ひさし	
◎車いす使用者は傘をさすことが難しく、また、肢体不自由者、視覚障害者等も白杖等で片手をとられていて傘をさしづらい場合があるため、屋外に設置する場合は、屋根又はひさしを設ける。	【旅客ガ(傾斜路)標】

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

図 IV-7 スロープのイメージ



A-6 階段

整備の基本的な考え方

階段は、最も移動負担の大きい箇所であるため、高齢者や障害者などの負担の軽減に努め、円滑な利用に配慮する。

① 形式	
◎らせん階段や回り階段は、踏面の形状が一定していないため避け、直階段又は折れ曲がり階段とする。	【交通省令第8条第3号】
② 有効幅員	
◎有効幅員を120cm以上とする。	→図 IV-8 【旅客ガ(階段)標】
○2本杖使用者の利用を考慮し、有効幅員150cm以上とすることが望ましい。	【旅客ガ(階段)望】
③ 手すり(全般)	
◎構造上やむを得ない場合を除き、連続して設ける。	
◎視覚障害者が階段の勾配を知り、ガイドとして伝って歩くことに配慮し、また、高齢者や杖使用者等の肢体不自由者、低身長者をはじめとした多様な利用者が、上り、下りの両方向において体勢を継続的に安定させながら利用することができるよう、両側に2段の手すりを設ける。	【旅客ガ(階段)標】
◎階段の幅員が400cmを越える場合には、中間にも設ける。	【旅客ガ(階段)標】
手すり(高さ)	
◎床仕上げ面から手すり上端までの高さは、上段85cm程度、下段65cm程度とする。	→図 IV-8 【旅客ガ(階段)標】
手すり(形状)	
◎丸状で外径4cm程度とする。	【旅客ガ(階段)標】
手すり(材質)	
○冬期の冷たさに配慮した材質とすることが望ましい。	【旅客ガ(階段)望】
手すり(位置)	
◎壁面に設ける場合は、壁と手すりとのあきを5cm程度とする。	【旅客ガ(階段)標】
手すり(端部)	
◎手すりの端部は、下方または壁面方向に曲げ、そで等がひっかからないようにする。	→図 IV-8 【旅客ガ(階段)標】
○壁がある場合は、手すりを掴む手が下に落ちる感覚の無い壁方向への曲げが望ましい。	

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

◎始末端部においては、手すりの水平部分を 60cm 程度以上とする。	【旅客ガ(階段)標】
手すり (点字)	
◎視覚障害者の誘導をする階段の上段の手すりに階段の行き先を点字で表示する。点字による表示方法は JIS T 0921 にあわせたものとする。	【旅客ガ(階段)標】
○上記点字は、階段始末端部の点状ブロックの敷設された範囲近くの手すりの端部 (水平部分) に表示する。	【旅客ガ(階段)標】
◎点字にはその内容を文字で併記する。	【旅客ガ(階段)標】
◎点字は、はがれにくいものとする。	【旅客ガ(階段)標】
④ 蹴上げ踏面 (寸法)	→図 IV-9
◎蹴上げは 16cm 程度以下、踏面は 30cm 程度以上とする。	【旅客ガ(階段)標】
蹴上げ踏面 (段鼻)	→図 IV-9
◎蹴込み板は必ず設け、段鼻の突き出しはなくす。	【交通省令第 8 条第 6 号】
蹴上げ踏面 (踏面の仕上げ明度差)	→図 IV-9
◎滑りにくい仕上げとする。	【交通省令第 8 条第 4 号】
◎踏面の端部 (段鼻部) は、全長にわたって十分な太さ (幅 5cm 程度) で周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差 (輝度コントラスト) を大きくすることにより、段を容易に識別できるものとする。	【交通省令第 8 条第 5 号】
◎踏面の端部 (段鼻部) の色は始まりの段から終わりの段まで統一された色とする。	【旅客ガ(階段)標】
○この識別部分は、汚損・損傷しにくいものを用いる。	【旅客ガ(階段)標】
⑤ 側壁	→図 IV-8・図 IV-9
◎階段の両側は壁面又は立ち上がりを設ける。	【交通省令第 8 条第 7 号】
◎側壁がない場合は、5cm 程度まで立ち上がりを設ける。	【旅客ガ(階段)標】
⑥ 階段前後のたまり場	→図 IV-8
○階段の始点、終点は通路から、120cm 程度後退させ平坦なふところ部分をとることが望ましい。	【旅客ガ(階段)望】
⑦ 踊り場	→図 IV-8
◎高低差が概ね 300cm 以内ごとに、踏幅 120cm 以上の踊り場を設ける。	【旅客ガ(階段)標】
○踊り場の踏幅は 150cm 以上とすることが望ましい。	【旅客ガ(階段)望の強化】
◎壁側の手すりは連続して設ける。	【旅客ガ(階段)標】

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

⑧ 明るさ

◎階段は高齢者や弱視者の移動を円滑にするため、十分な明るさを確保するよう採光や照明に配慮する。

【交通省令第8条第8号、旅客ガ(階段)標】

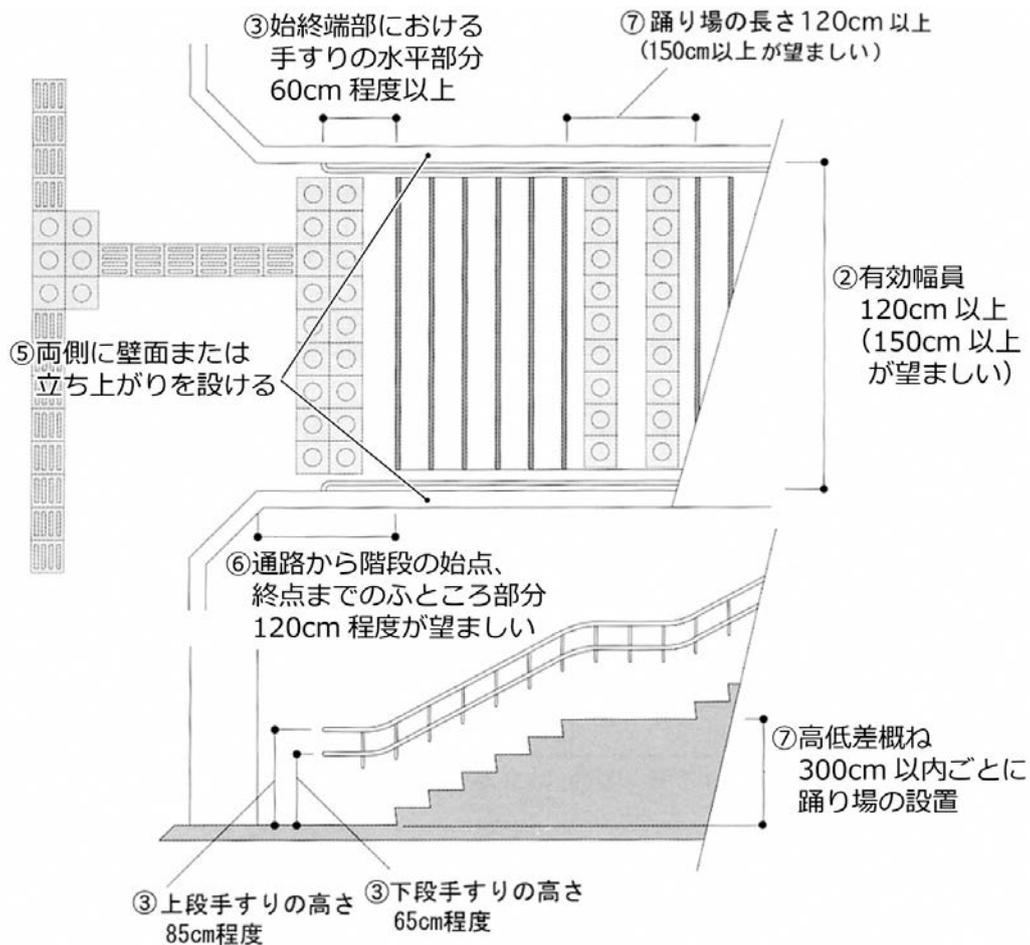
⑨ 階段裏側

→図 IV- 10

◎階段裏側は、視覚障害者にとっては白杖で感知できずに頭をぶつける等の危険が高いため、階段裏側には十分な高さ（200cm程度の範囲内）のない空間を設けない。やむを得ず設ける場合は、高さ110cm以上の柵の設置やそれに代わる進入防止措置を講ずる。この場合、床面からの立ち上がり部に隙間を設けず、白杖で容易に柵等を感知できるよう配慮する。

【旅客ガ(階段)標】

図 IV- 8 階段のイメージ



【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

図 IV- 9 蹴上げ・踏面

④ 蹴上げ・踏面の詳細

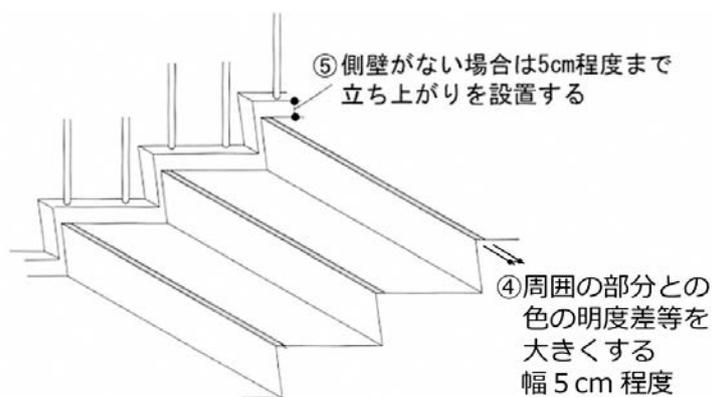
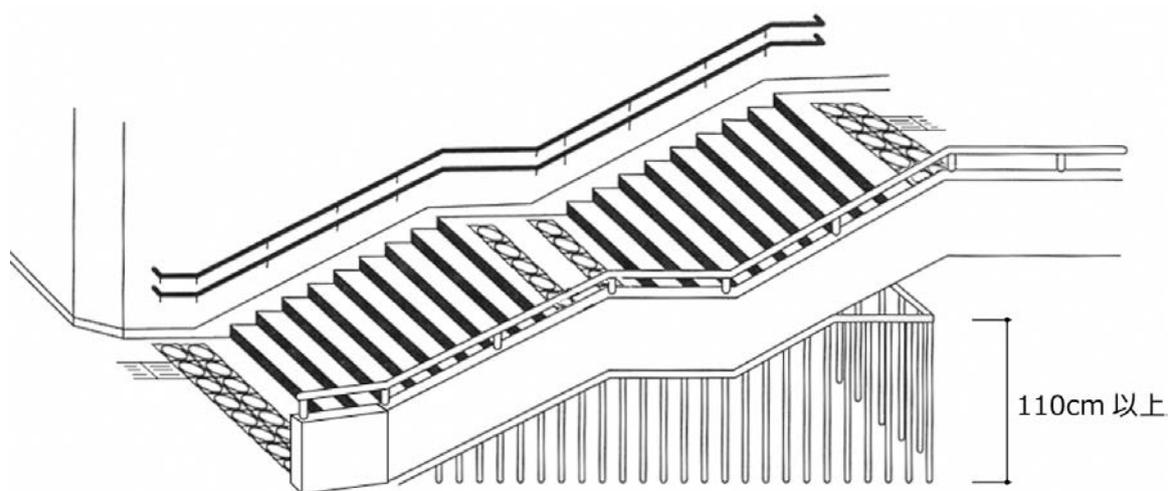


図 IV- 10 階段裏側に柵を設けたイメージ



A-7 エレベーター

整備の基本的な考え方

- (1) エレベーターの配置にあたっては、主動線上から認識しやすい位置に設置し、すべての利用者が自然に利用できるよう配慮する。
- (2) エレベーターの前には、一般旅客の動線と交錯しないスペースを確保する。

① 大きさ

- 利用者動線や車いす使用者の円滑な移動の観点から、設置可能な場合は、スルー型エレベーターを設けることが望ましい。また、直角二方向出入口型エレベーターの設置は、他の方式のエレベーターの設置が構造上もしくは安全上困難な場合に限定することが望ましい。
- ◎出入口が1つ（出入口同方向型）のエレベーターは、手動車いすが内部で180度転回できる大きさである11人乗り（幅140cm、奥行き135cm）以上のものとする。
- 旅客施設の高齢者、障害者等の利用状況を考慮し、適切な輸送力を確保するよう、設置台数並びに、かごの内法幅及び内法奥行きを検討する。かごの大きさについては、以下の表も参考にし、設置するエレベーターのかごの内法幅及び内法奥行きの大きさを選定する。

<エレベーターのかご及び昇降路寸法[JISA4301]抜粋>

最大定員 (人)	かごの内法 幅(cm)	かごの内法 奥行(cm)
11	140	135
13	160	135
15	160	150
	180	130
17	180	150
	200	135
20	180	170
	200	150
24	200	175
	215	160

- 緊急時の対応等に配慮し、可能な箇所には、ストレッチャーを乗せることができる、奥行き（概ね200cm以上）のあるエレベーターを導入することが望ましい。

【旅客ガ(昇降機)望】

【交通省令第4条第7項第2号】

【旅客ガ(昇降機)標】

【旅客ガ(昇降機)望】

② 開口部

- ◎出入口の開口部の有効幅員は80cm以上とする。
- 車いす使用者の動作に対する余裕を見込んだ、90cm以上の有効幅員を確保することが望ましい。

→図 IV-12

【交通省令第4条第7項第1号】

【旅客ガ(昇降機)望】

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

③ 鏡

→図 IV- 12

- ◎出入口が1つ（出入口同方向型）のエレベーターには、かご正面壁面又はかご壁面上部に、車いす使用者が後ろ向きで降りる場合、外にいる人にぶつからずに降りるために後方（特に足元）が確認できるよう大きさ、位置に配慮して鏡を設ける。（ステンレス鏡面又は安全ガラス等）
- 出入口が1つ（出入口同方向型）のエレベーターに設ける鏡は、車いす使用者が後退時に出入口付近（特に足元）を確認できるよう、床上 40cm 程度から 150cm 程度までのものとする。
- スルー型や直角二方向出入口型のエレベーターには、車いす使用者の利用時の背後の状況（特に足元）が把握できるよう大きさ、形状、位置に配慮して鏡を設ける。（ステンレス鏡面又は安全ガラス等）

【交通省令第4条第7項第3号、旅客ガ(昇降機)標】

【旅客ガ(昇降機)標】

【旅客ガ(昇降機)標】

④ 外部との連絡

→図 IV- 12

- ◎防犯や事故発生時の安全確保、聴覚障害者の緊急時の対応のため、かご及び昇降路の出入口の戸にガラス等による窓等を設けることにより外部から内部が、内部から外部が見える構造とする。ガラス等による窓等を設置できない場合には、かごの内部から外部を、外部から内部を確認するための映像設備を設ける。外部から内部を確認するための映像設備は、ロビー出入口の上部等、見やすい位置に設ける。
- かご外部から、かご内の車いす使用者や子ども、また転倒した旅客が視認できるよう、ガラス窓の下端は床面から 50cm 程度とすることが望ましい。
- 聴覚障害者も含めた緊急時への対応に配慮すると、以下のような設備を設けることが望ましい。
- ・故障の際に自動的に故障したことが伝わるようにし、かご内その旨の表示を行うか、又はかご内に故障を知らせるための非常ボタンを設ける。
 - ・かご内に、緊急時に聴覚障害者が外部と連絡を取ることが可能な（緊急連絡を必要としている者が聴覚障害者であることが判別できる）ボタンを設ける。
 - ・係員に連絡中である旨や係員が向かっている旨を表示する設備を設ける。

【交通省令第4条第7項第4号】

【旅客ガ(昇降機)望】

【旅客ガ(昇降機)望】

⑤ 手すり

→図 IV- 12

- ◎扉のある側以外の壁面につける。
- ◎高さ 80cm～85cm 程度に設ける。
- ◎握りやすい形状とする。

【交通省令第4条第7項第5号】

【旅客ガ(昇降機)標】

【旅客ガ(昇降機)標】

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

<p>⑥ 表示（全般）</p>	<p>→図 IV- 12</p>
<p>◎かご内に、かごの停止する予定の階及び現在位置を表示する装置を設ける。</p> <p>◎かご内にかごの到着する階及び、扉の閉鎖を音声で知らせる設備を設ける。</p> <p>◎障害者の利用を配慮したエレベーターには、障害者シンボルマークにより、その旨を表示する。標識は内容を容易に識別できるように JIS 規格化された標準案内用図記号にあわせたものとする。</p> <p>◎聴覚障害者が定員超過であることが確認できるよう、かご内操作盤付近の見やすい位置に過負荷の文字表示灯を設ける。</p> <p>○表示画面の配色については、色覚障害者の利用に配慮した色使い、色の組み合わせとすることが望ましい。</p>	<p>【交通省令第 4 条第 7 項第 7 号】</p> <p>【交通省令第 4 条第 7 項第 8 号】</p> <p>【交通省令第 11 条第 1 項・第 2 項】</p> <p>【旅客ガ(昇降機)標】</p> <p>【旅客ガ(昇降機)望】</p>
<p>表示（音声）</p>	
<p>◎スルー型の場合は、開閉する側の扉を視覚障害者に配慮した音声案内で知らせる装置を設け、当該設備を使用して、開閉する出入口を音声により示す。</p> <p>○上記の場合、開閉する側の扉を文字で知らせる装置をあわせて設けることが望ましい。</p> <p>○音量は調節できることが望ましい。</p> <p>○到着階に何があるか（地上出口、改札口等）具体的に音声案内することが望ましい。</p>	<p>【旅客ガ(昇降機)標、役務ガ(昇降機)標】</p> <p>【旅客ガ(昇降機)望】</p>
<p>⑦ かご及びロビーの操作盤（ボタン）</p>	<p>→図 IV- 11・図 IV- 12</p>
<p>◎出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有したものとする。</p> <p>◎操作盤のボタンは、押しボタン式とし、静電式タッチボタンは避ける。</p> <p>○指の動きが不自由な人も操作できるような形状とすることが望ましい。</p> <p>○音と光で視覚障害者や聴覚障害者にもボタンを押したことが分かるものとする。</p> <p>○かご内に設ける操作盤は、点字が読めない人もボタンの識別ができるよう階の数字等を浮き出させること等により視覚障害者に分かりやすいものとする。ことが望ましい。</p> <p>○ボタンの文字は、周囲との色の明度、色相又は彩度の差（輝度コントラスト）が大きいこと等により弱視者の操作性に配慮したものであることが望ましい。</p>	<p>【交通省令第 4 条第 7 項第 6 号】</p> <p>【旅客ガ(昇降機)標】</p> <p>【旅客ガ(昇降機)望】</p> <p>【旅客ガ(昇降機)標】</p> <p>【旅客ガ(昇降機)望】</p> <p>【旅客ガ(昇降機)望】</p>
<p>かご及びロビーの操作盤（車いす対応）</p>	<p>→図 IV- 11・図 IV- 12</p>
<p>◎かご内に設ける操作盤は、車いす使用者が利用できるようなかごの左右壁面中央付近に置く。</p>	<p>【旅客ガ(昇降機)標の強化】</p>

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

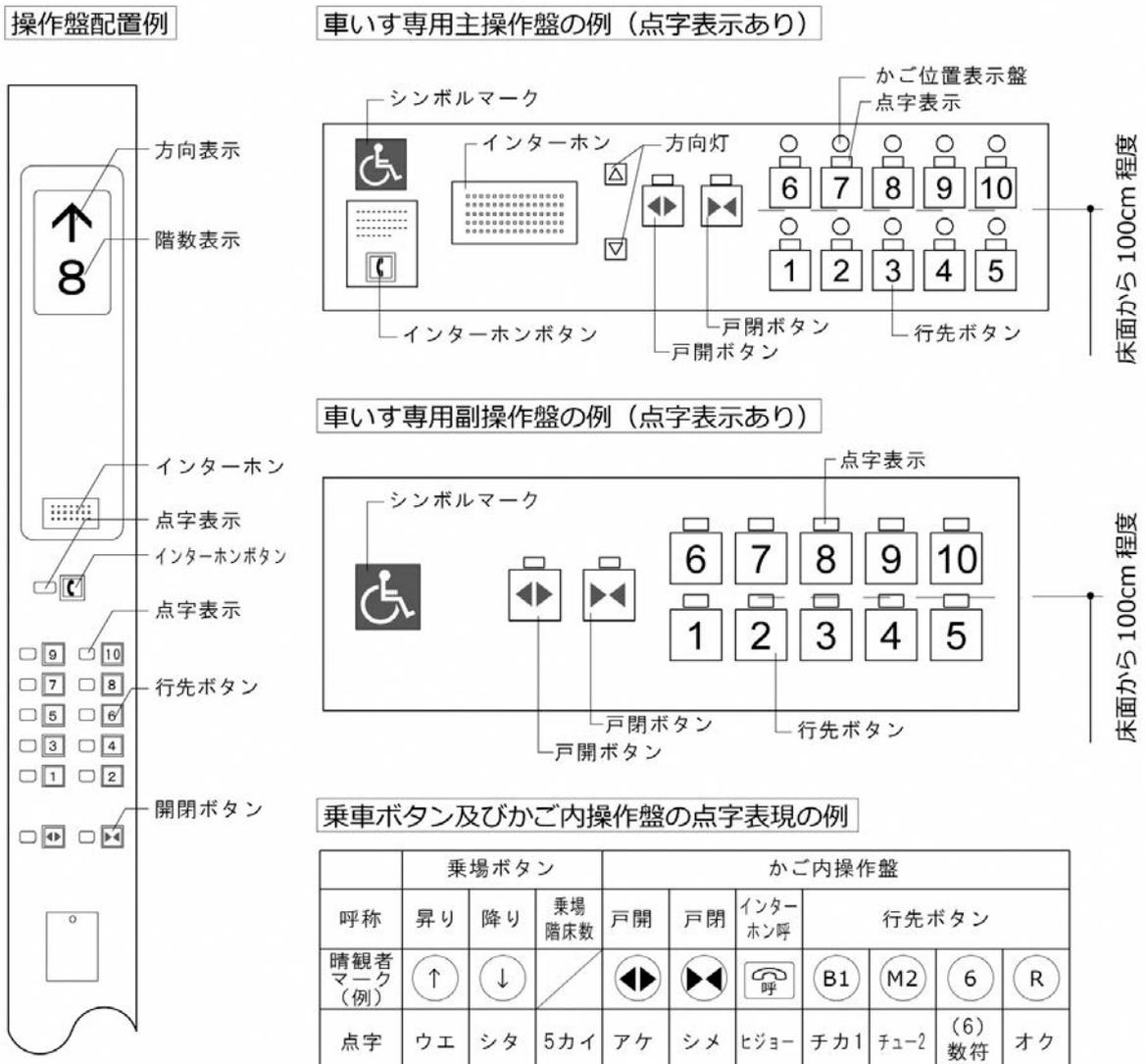
<p>◎車いす使用者が円滑に操作できるよう、高さ 100cm 程度に操作盤を設ける。</p> <p>◎非常呼び出しボタン、インターホンなどを、車いす使用者の手の届く位置に設ける。</p> <p>○非常呼び出しボタン、インターホンを他のボタンと区別ができるよう形状等に配慮することが望ましい。</p> <p>○ドアが開いた状態は最低 4 秒維持するものとし、車いす使用者対応の操作盤の行き先ボタンを操作することにより、戸の開放時間が通常より長くなる（10 秒以上）機能を設置することが望ましい。</p>	<p>【交通省令第 4 条第 7 項第 9 号】</p> <p>【旅客ガ(昇降機)標の強化】</p> <p>【旅客ガ(昇降機)望の強化】</p> <p>【旅客ガ(昇降機)望】</p>
<p>かご及びロビーの操作盤（点字）</p>	<p>→図 IV- 11・図 IV- 12</p>
<p>◎操作盤及び乗降ロビーに設ける操作盤の各操作ボタン（階数、開、閉、非常呼び出し、インターホン）には、縦配列の場合は左側に、横配列の場合は上側に点字表示を行う。点字による表示方法は JIS T 0921 にあわせたものとする。</p>	<p>【交通省令第 4 条第 7 項第 10 号、旅客ガ(昇降機)標】</p>
<p>⑧ 光電安全装置</p>	<p>→図 IV- 12</p>
<p>◎かごの出入口部には、乗客の安全を図るために、戸閉を制御する装置を設ける。高さは、車いすのフットレスト部分と身体部の両方の高さについて制御できるようにする。なお、機械式セーフティシューには、光電式、静電式または超音波式等のいずれかの装置を併設する。</p>	<p>【旅客ガ(昇降機)標】</p>
<p>⑨ 管制運転</p>	
<p>◎地震、火災、停電時管制運転を備えたエレベーターを設置する場合には、音声及び文字で管制運転により停止した旨を知らせる装置を設ける。</p>	<p>【旅客ガ(昇降機)標】</p>
<p>⑩ ロビー（広さ）</p>	<p>→図 IV- 12</p>
<p>◎車いすが回転できる広さ（150cm×150cm 以上）を確保する。</p> <p>○電動車いすが回転できる広さ（180cm×180cm 以上）を確保する。</p> <p>○新設等の場合には、乗降ロビー付近には、下り階段・下り段差を設けない。</p> <p>○既存施設であって乗降ロビー付近に下り階段・下り段差が存在する場合には、その間には十分な広さの空間を設ける。</p> <p>○上記の場合、利用者の安全を確保する観点から、転落防止ポールの設置等の転落防止策を併せて講ずることが望ましい。</p>	<p>【交通省令第 4 条第 7 項第 11 号】</p> <p>【旅客ガ(昇降機)標】</p> <p>【旅客ガ(昇降機)標】</p> <p>【旅客ガ(昇降機)標】</p> <p>【旅客ガ(昇降機)望】</p>
<p>ロビー（音声）</p>	
<p>◎かごの到着や昇降方向がロビーにおいて音声で分かるよう、設備を設ける。</p>	<p>【交通省令第 4 条第 7 項第 12 号】</p>

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

IV. 公共交通機関

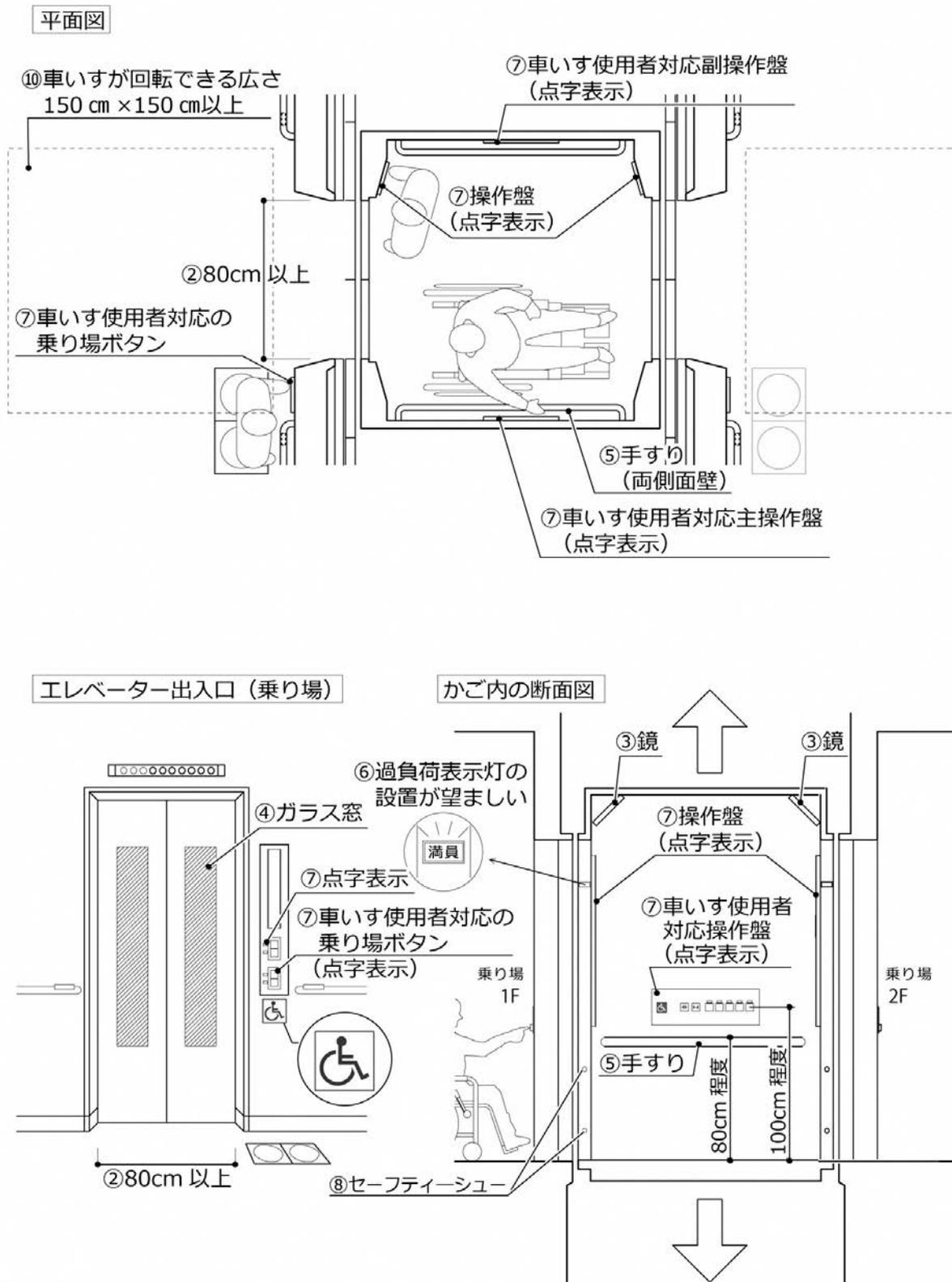
ロビー（表示）	
○障害者、高齢者、ベビーカー使用者等が優先利用できることを示す「優先マーク」を設置する。	【旅客ガ(昇降機)標】
⑪ 照明	
◎かご内の照明は十分な明るさを確保する。	
⑫ 設置箇所数	
○利用状況を勘案し、エレベーターを複数箇所に設けること等が望ましい。	【旅客ガ(昇降機)望】

図 IV- 11 かご内の操作盤の例



【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

図 IV- 12 エレベーターの仕様例（スルー型の場合）



A-8 エスカレーター

整備の基本的な考え方

- (1) エスカレーターは、利用の安全性を考慮して設ける。
- (2) 安全面から段差解消の手段はエレベーターとするが、エレベーターが設置困難な場合、または車いす使用者の動線確保の点からエスカレーターを使用せざるをえない場合、車いす対応のエスカレーターを設ける。

① エスカレーター

安全面から段差解消の手段はエレベーターとするが、エスカレーターを設ける場合は I. 公共建築物 A-13 エスカレーター の項に準じる。

【交通省令第4条第9項、第7条】

B-1 トイレ

整備の基本的な考え方

【バリアフリースイートイレ】

- (1) 便房内で車いすが回転可能なスペースを有するバリアフリースイートイレを設ける。
- (2) バリアフリースイートイレは、車いす使用者が利用しやすい場所に設ける。
- (3) バリアフリースイートイレには、介助を要する大人も利用できる大型ベッドを設けることが望ましい。
- (4) バリアフリースイートイレのうち1以上は、オストメイト（人工膀胱、人工肛門造設者）用設備を有する便房とする。（一般用トイレにオストメイト用設備を設ける場合も同様とする。）
- (5) 多様な利用者の円滑な利用を促進するため、一般用トイレの機能を充実させて利用の分散化を図ることが望ましい。
- (6) トイレ内に設置された設備をトイレ出入口や便房の戸に表示する。

【一般用トイレ】

- (1) 高齢者や障害者などの利用のため、洋式トイレや便房内に手すりを設ける。
- (2) 乳幼児用おむつ交換台や乳幼児用いすなどの乳幼児用設備を有する便房を設ける。（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれに設ける。）
- (3) トイレ内に設置された設備をトイレ出入口や便房の戸に表示する。
- (4) バリアフリースイートイレに加えて、一般用トイレにもオストメイト（人工膀胱、人工肛門造設者）用設備を有する便房を設けることが望ましい。
- (5) 障害者・高齢者等への異性による介助、性的マイノリティの利用のために、男女共用の便房を設けることが望ましい。

① トイレ

◎オストメイト（人工膀胱、人工肛門造設者）用設備を有する男女共用のバリアフリースイートイレを駅に1以上設ける。

I. 公共建築物 B-1 バリアフリースイートイレ 及び B-2 一般用トイレの項に準じる。なお、公共交通機関においては、バリアフリースイートイレの「大型ベッド」は設置することが望ましいものとする。

音声案内はV. 情報案内 B-1 音声による案内放送の項を、点字表示・触知案内はV. 情報案内 C-2 点字表示等の項を参照する。

【交通省令第13条～第15条】

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

B-2 乗車券等販売所・待合所・案内所

整備の基本的な考え方

出札・案内等のカウンターは、車いす使用者などの利用に配慮する。

① カウンターの構造	<p>◎乗車券等販売所、待合所及び案内所にカウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車いす使用者の円滑な利用に適した構造のものとする。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。</p>	【交通省令第16条第1項第3号】
② カウンターの蹴込み	<p>◎出札・案内カウンターの蹴込みの一部は高さ65cm程度、奥行き45cm程度とする。</p>	→図 IV-13
③ 視覚障害者の誘導	<p>◎出札・案内カウンターの1か所に視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。</p>	【旅客ガ(乗車券等販売所・待合所・案内所)標】
④ 高さ	<p>◎出札・案内カウンターの一部は、車いす使用者との対話に配慮して高さ75cm程度とする。</p>	→図 IV-13
⑤ 奥行き	<p>◎出札・案内カウンターのついたてまでの奥行きは、車いす使用者との対話に配慮して30cm～40cmとする。</p>	【旅客ガ(乗車券等販売所・待合所・案内所)標】
⑥ 聴覚障害者の案内	<p>◎乗車券等販売所、待合所及び案内所（勤務する者を置かないものを除く。）には、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を備える。</p> <p>◎この場合においては、当該設備を保有している旨を当該乗車券等販売所又は案内所に表示し、聴覚障害者がコミュニケーションを図りたい場合において、この表示を指差しすることにより意思疎通が図れるように配慮する。</p> <p>○手話での対応やメモなどの筆談用具を備え、聴覚障害者とのコミュニケーションに配慮する。</p> <p>○手話での対応が可能な場合は、その旨を当該乗車券販売所、又は案内所の見やすい場所に表示する。</p>	【交通省令第16条第3項】
		【交通省令第16条第3項】
		【旅客ガ(乗車券等販売所・待合所・案内所)標】
		【旅客ガ(乗車券等販売所・待合所・案内所)標】

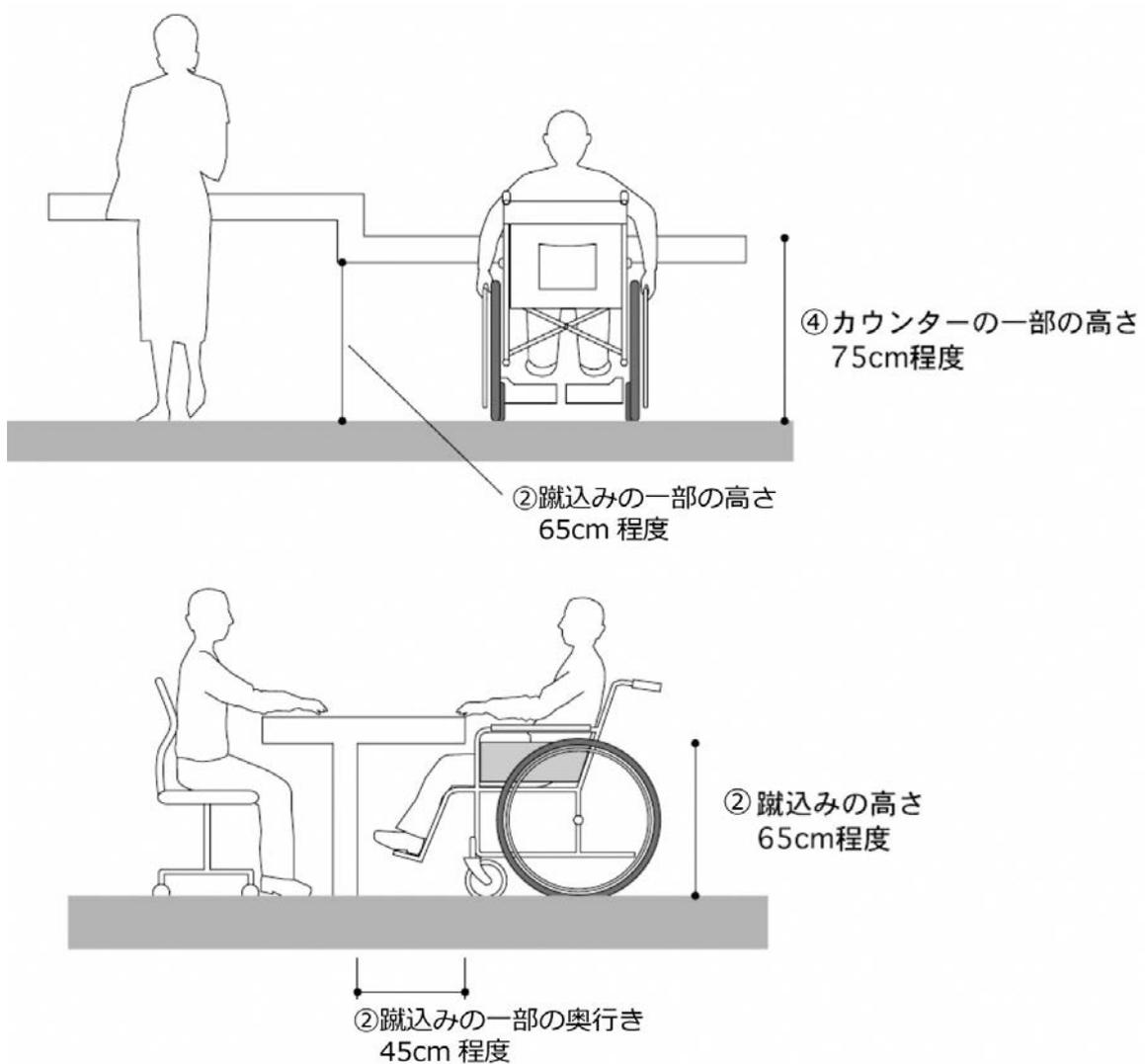
【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

⑦ コミュニケーション支援ボード

○言葉（文字と話し言葉）による人とのコミュニケーションが困難な障害者等に配慮し、JIS T 0103 に適合するコミュニケーション支援用絵記号等によるコミュニケーション支援ボードを準備することが望ましい。

【旅客が(乗車券等販売所・待合所・案内所)望】

図 IV-13 カウンターのイメージ



【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

B-3 券売機

整備の基本的な考え方

- (1) 高齢者や車いす使用者が容易に利用できるよう金銭投入口の高さに配慮する。
- (2) 車いす使用者が容易に接近でき、操作できるよう配慮する。
- (3) 操作性については、視覚障害者が利用できるよう配慮する。

【1以上の券売機（車いす使用者が利用しやすい券売機）】

① 高さ	
○金銭投入口は、車いす使用者が利用しやすい高さとする。	【交通省令第17条】
② 金銭投入口	→図 IV-14
○金銭投入口の高さは、110 cm以下とする。	【旅客ガ(券売機)標】
○金銭投入口は硬貨を複数枚同時に入れることができるものとする。	【旅客ガ(券売機)標】
○金銭投入口・カード投入口等は、周囲と色の明度、色相又は彩度の差(輝度コントラスト)のある縁取りなどにより識別しやすいものとするのが望ましい。	【旅客ガ(券売機)望】
③ 蹴込み	→図 IV-14
○車いす使用者が容易に接近しやすいようカウンター下部に高さ65 cm程度の蹴込みを設ける。	【旅客ガ(券売機)標】
○車いす使用者が券売機を操作できるように、蹴込みの奥行きは40 cm程度とする。	【旅客ガ(券売機)標】
④ ボタン	→図 IV-14
○主要なボタンは、110 cm程度の高さを中心に配置する。	【旅客ガ(券売機)標】
○緊急時や故障時、問い合わせが必要な時に、駅係員に連絡できるよう、インターホン、呼び出しボタンなどを利用者にとって使用しやすい高さ、構造で設けるのが望ましい。	【旅客ガ(券売機)望】
○聴覚障害者等話し言葉によるコミュニケーションが困難な障害者の利用に配慮し、駅係員に連絡中である旨や駅係員が向かっている旨を表示する設備を設けるのが望ましい。	【旅客ガ(券売機)望】
⑤ その他	
○券売機に障害者割引ボタンを設けるのが望ましい。	【旅客ガ(券売機)望】

【凡例】 ○整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

⑥ 画面

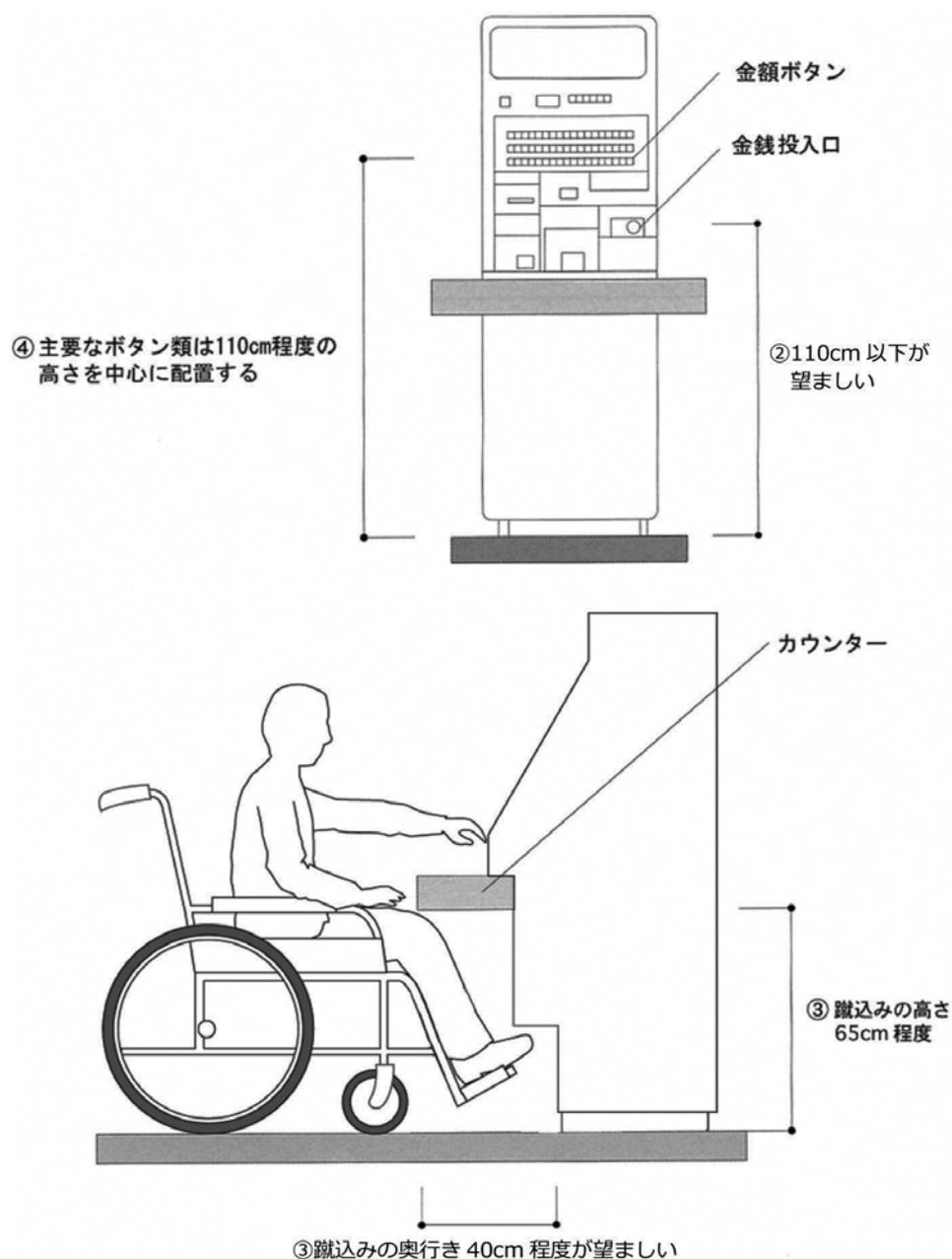
- タッチパネル式の表示画面・操作画面及びボタン表示の配色については、色覚障害者の利用に配慮した色使い、色の組み合わせとすることが望ましい。
- タッチパネル式の表示画面・操作画面の文字はゴシック体で、できる限り大きな表示とすることが望ましい。
- 表示画面・操作画面は、外光・照明の反射により、見にくくならないよう配慮することが望ましい。

【旅客ガ(券売機)望】

【旅客ガ(券売機)望】

【旅客ガ(券売機)望】

図 IV- 14 車いす使用者が利用しやすい券売機のイメージ



【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

【視覚障害者誘導用ブロックにより視覚障害者を誘導する券売機】

① 点字表示

<p>◎線状ブロックで誘導した券売機には、運賃等の主要なボタンに点字を併記する。点字による表示方法は JIS T 0921 にあわせたものとする。</p> <p>○上記券売機には、操作可能なすべてのボタン、投入・取出口を示す点字を併記することが望ましい。</p> <p>○点字の表示位置については、JIS T 0921（縦方向に並ぶ操作ボタンの場合はその左側、横方向に並ぶボタンはその上側（スペース上やむを得ない場合は除く。））にあわせたものとする。</p> <p>○視覚障害者誘導用ブロックで誘導しない券売機についても、上記同様に点字を併記することが望ましい。</p> <p>○複数社の乗り入れ区間では、乗り換えボタンなどにも点字を併記することが望ましい。</p> <p>◎点字は、はがれにくいものとする。</p>	<p>【旅客ガ(視覚障害者誘導案内用設備)標】</p> <p>【旅客ガ(視覚障害者誘導案内用設備)望】</p> <p>【旅客ガ(視覚障害者誘導案内用設備)標】</p> <p>【旅客ガ(視覚障害者誘導案内用設備)望】</p> <p>【旅客ガ(視覚障害者誘導案内用設備)望】</p> <p>【旅客ガ(視覚障害者誘導案内用設備)標】</p>
--	---

② ボタン

<p>○点字ボタンの料金表示は、周辺との色の明度、色相又は彩度の差(輝度コントラスト)を大きくする等して弱視者の利用に配慮することが望ましい。</p>	<p>【旅客ガ(券売機)望】</p>
---	--------------------

③ 点字運賃表

<p>◎券売機の横に点字運賃表を設ける。点字による表示方法は JIS T 0921 にあわせたものとする。</p> <p>○点字運賃表の駅名の表示順序は 50 音順とすることを原則とし、見出しを設ける。</p> <p>○点字運賃表は、可能な限り大きな文字でその内容を示すこと等により弱視者に運賃が分かりやすくすることが望ましい。</p> <p>○点字の上に文字が重ならないように配置することが望ましい。</p>	<p>【旅客ガ(視覚障害者誘導案内用設備)標】</p> <p>【旅客ガ(視覚障害者誘導案内用設備)標】</p> <p>【旅客ガ(視覚障害者誘導案内用設備)望】</p> <p>【旅客ガ(視覚障害者誘導案内用設備)望】</p>
---	---

④ テンキー

<p>◎タッチパネル式の場合は、点字表示付のテンキーを設ける。</p> <p>◎テンキーを設置した券売機には音声案内を設ける。</p> <p>○機器メーカーと共同して統一化を図ることが望ましい。</p>	<p>【旅客ガ(券売機)標】</p> <p>【旅客ガ(券売機)標】</p> <p>【旅客ガ(券売機)望】</p>
---	--

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

B-4 休憩等のための設備・その他

整備の基本的な考え方

- (1) 主な経路上やプラットホーム上に休憩できるための設備を設置する。
- (2) 多様な利用者に配慮して電話を設置する。

① ベンチ等

- ◎高齢者や障害者などの長距離移動、長時間立位が困難であること、知的障害者、精神障害者及び発達障害者等の知覚面又は心理面の働きが原因で発現する疲れやすさや服薬の影響等による疲れやすさ等に配慮し、旅客の移動を妨げないよう配慮しつつ主な経路上やプラットホーム上に休憩のためのベンチ等を設ける。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。
- ベンチの形状は、巧緻な操作が困難である障害者等に配慮し、はね上げ式や折りたたみ式を避け、固定式とし、長距離の移動が困難となる利用者に配慮して適切な間隔で配置することが望ましい。
- ◎優先席を設ける場合は、優先席や付近の見やすい位置に、優先的な利用の対象者を表示するステッカー等の標識を設けることにより、優先席であることを識別できるようにする。
- 優先席は、利用者の移動距離が短くて済むよう、待合室の出入口や通路側に設置する。
- 優先席は、
 - ①座席シートを他のシートと異なった配色、柄とする。
 - ②優先席付近の通路、床、壁面等の配色を周囲と異なるものにする等により容易に識別できるものとする。
 - ③優先席の背後や付近の見やすい位置に優先席であることを示すステッカーを貼る等により、優先席であることが容易に識別できるものとし、一般の旅客の協力が得られやすいようにする。
- 優先席数（ベンチ等において占める割合）については、優先席の利用の状況を勘案しつつ、人口の高齢化などに対応した増加について検討する必要がある。
- 隣接する他社線の旅客施設とは優先席の表示方法が統一されることが望ましい。

【交通省令第18条第1項】

【旅客ガ(休憩等のための設備)望】

【交通省令第18条第2項】

【旅客ガ(休憩等のための設備)標】

【旅客ガ(休憩等のための設備)標】

【旅客ガ(休憩等のための設備)標】

【旅客ガ(休憩等のための設備)望】

② 待合室

- 戸のある待合室を設ける場合には、その戸の有効幅員を80cm以上とする。

【旅客ガ(休憩等のための設備)標】

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

IV. 公共交通機関

○待合室を設ける場合には、車いす使用者、ベビーカー使用者等の利用に配慮し、室内の動線の妨げにならない位置に130cm以上×75cm以上のスペースを設けることが望ましい。	【旅客ガ(休憩等のための設備)望】
③ 水飲み台	
○水飲み台を設ける場合は、旅客の移動を妨げないよう配慮する。	【旅客ガ(休憩等のための設備)標】
○車いす使用者が使いやすいよう高さ70cm～80cmとし、壁付きの場合は蹴込みの高さ60cm程度、奥行き35cm～40cm程度とする。	【旅客ガ(休憩等のための設備)標】
④ 授乳室等	
○授乳室やおむつ替えのできる場所を設け、乳幼児用ベッドや給湯設備等を配置することが望ましい。	【旅客ガ(休憩等のための設備)望】
⑤ 救護室	
○急病人やけが人などが休むための救護室を設けることが望ましい。	【旅客ガ(その他の設備)望】
⑥ AED	
○誰もが分かりやすく使いやすい位置にAED(自動体外式除細動器)を設けるとともに、設置位置を示す案内及び使用方法をわかりやすく表示する。	【旅客ガ(その他の設備)標の強化】
⑦ 環境(明るさ)	
○旅客施設内の主要な施設内は、高齢者や障害者などが見やすいよう十分な明るさとする。	【旅客ガ(その他の設備)標】
⑧ 電話(全般)	
○電話機を設ける場合は、旅客の移動を妨げないよう配慮する。	【旅客ガ(その他の設備)標】
電話(高さ)	
○電話機の1台以上について、電話台の高さは70cm程度とし、電話置台の台下の高さを65cm程度とする。このスペースには、電話帳等を備え付けないようにする。	【旅客ガ(その他の設備)標】
電話(ボタン等の高さ)	
○電話台のプッシュホンの中心は、90cm～100cm程度の高さとする。	【旅客ガ(その他の設備)標】
電話(蹴込み)	
○蹴込みの奥行きは45cm以上確保する。	【旅客ガ(その他の設備)標】
電話(電話機)	
○少なくとも1台は音声増幅装置付電話機を設けることが望ましい。この場合、見えやすい位置にその旨を表示する。	【旅客ガ(その他の設備)望】
○外国人の利用の多い旅客施設には、英語表示の可能な電話を設けることが望ましい。	【旅客ガ(その他の設備)望】

【凡例】 ○整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

○補聴器利用者などが電話を利用しやすいよう、公衆電話の周辺では電磁波が発生しないよう配慮する。	【旅客ガ(その他の設備)標】
⑨ ファクシミリ 通信環境等	
○聴覚障害者が外部と連絡がとれるよう、自由に利用できるファクシミリを設けることや、携帯電話などが利用できる環境とすることが望ましい。	【旅客ガ(その他の設備)望】
○見やすい位置にファクシミリ設置の旨を表示することが望ましい。	